

2025年11月10日

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社 代表者名 代表取締役社長執行役員 森田 健司 (コード番号5121 東証プライム市場) 問合せ先 取 締 役 執 行 役 員 樋口 昭康 (TEL 03-5747-9444)

株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 10 日の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式 処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2025年11月26日(水)
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 34,600 株
(3)	処分価額	1 株につき 1,923 円
(4)	処分総額	66, 535, 800 円
(5)	処分先	三井住友信託銀行株式会社(信託口)
		(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
(6)	その他	有価証券届出書、有価証券通知書について、いずれも提出してお
		りません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月12日付取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。)及び執行役員(以下総称して「取締役等」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、当社の取締役に対する導入については2025年6月26日開催の第146回定時株主総会において承認決議されました。

本制度の概要につきましては、2025年5月12日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度運用のために当社が設定する信託(以下「本信託」といいます。)の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の

当社取締役等の役位等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025 年9月末日現在の発行済株式総数 23,446,209 株に対し、0.15%(2025 年9月末日現在の総議決権個数 193,946 個に対する割合 0.18%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。当社としましては、本制度は当社取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者 当社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

受益者 取締役等のうち受益者要件を満たす者

信託管理人
当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定

議決権行使 信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

信託契約日 2025年11月26日(水)

信託の期間 2025 年 11 月 26 日 (水) ~2028 年 8 月末日 (予定) 信託の目的 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 11 月 7 日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である 1,923 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以 上